

守口市立外島認定こども園の民間移管にかかる諸条件（案）

法人は民間移管後の公私連携幼保連携型認定こども園の運営について、関係法令等を遵守し適正な運営に努めるとともに、本市ほか関係機関の指示・指導内容を遵守し、かつ次に掲げる移管条件を遵守しなければならない。

1. 公私連携幼保連携型認定こども園の設置に関すること

本市と協定を締結し、公私連携法人としての指定申請および公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出を行い、届出の受理を受け、令和7年4月1日に開設すること。

また、民間移管後に現園舎の建て替えを行い、令和8年度末までに現外島認定こども園用地に新園舎を建築し、公私連携幼保連携型認定こども園の変更の届出を行うこと。

なお、これらに要する費用は、法人が負担すること。

2. 民間移管後の認可定員等に関すること

民間移管後の認可定員等については、本市が示す民間移管後の認可定員等（募集要領「3. 民間移管後の認可定員等の設定」参照）を基本とし設定すること。

3. 職員の配置に関すること

民間移管に当たっては、原則として外島認定こども園の職員配置に関する現行の水準（下記表「(3) 職員配置に関する水準」参照）を維持するとともに、次の要件を満たすこと。

また、現在、本市が雇用している会計年度任用職員等が民間移管後も当該認定こども園への就労を希望する場合は、子どもへの教育・保育環境への変化を最小限に留める観点から、引き続きその雇用に努めること。

(1) 施設長

認定こども園等において、施設長の実務経験を有し、不適切保育への対応をはじめとする職員指導や育成ができるものを専任で配置すること。

(2) 常勤職員

雇用条件が安定し、質の高い職員を確保し、経験・年齢のバランスがとれた職員配置とすること。

(3) 職員配置に関する水準

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
職員配置	3対1	6対1	6対1	20対1	30対1	30対1

※特別な配慮・支援が必要な児童については、加配保育士等を配置すること。

4. 園運営・事業内容に関すること

(1) 教育・保育計画の作成について

教育・保育計画の作成については、外島認定こども園在園中に運営、職員が変わる影響を考慮し、民間移管前の外島認定こども園からの継続児童への影響が最小限となるよう、外島認定こども園の教育・保育計画等との継続性に配慮したものとすること。

(2) 障がい児保育について

障がい児保育を実施すること。特に、民間移管前に利用していた障がい児等配慮を要する児童については、教育・保育施設として、ひとりひとりのこどもの育ちを等しく保障できるような環境を整えるよう対応すること。

(3) 支援を要する児童、保護者への対応について

支援を要する児童、保護者への対応については、本市関係機関等とも密に連携して行うこと。

(4) 行事について

民間移管前の外島認定こども園で実施していた年間行事については引き続いて実施することを原則として、三者協議会等で協議すること。

保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないこと。ただし、クリスマス会など一般的な行事まで規制するものではなく、実施にあたっては保護者理解を得たうえで実施すること。

(5) 小学校への入学を見据えた取組みについて

在園児がスムーズに小学校へ入学し、また学習できるよう地域の小学校との連携を図るとともに、園での教育・保育においても小学校への入学を見据えた取組みに努めること。

(6) 子育て相談及び地域交流活動等、地域の子育て支援について

子育て相談及び地域交流活動等、地域の子育て支援については、現行の水準を維持し、引き続いて実施すること。

(7) 苦情処理の仕組みについて

民間移管後の園の運営について、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置し、苦情解決処理の仕組みを整備すること。

(8) 開園日及び開園時間について

民間移管後は、民間移管前の外島認定こども園の開園日及び開園時間等（下記表参照）を下回らないよう設定すること。

開園時間	月～金	7:30 ～ 19:30				
	土	7:30 ～ 19:30				
保育標準時間	月～金	7:30 ～ 18:30	延長保育 (標準時間)	月～金	朝 —	夕 18:30 ～ 19:30
	土	7:30 ～ 18:30		土	朝 —	夕 18:30 ～ 19:30
保育短時間	月～金	8:30 ～ 16:30	延長保育 (短時間)	月～金	朝 7:30 ～ 8:30	夕 16:30 ～ 19:30
	土	8:30 ～ 16:30		土	朝 7:30 ～ 8:30	夕 16:30 ～ 19:30
教育標準時間	9:00 ～ 14:30		一時預かり (幼稚園型)	月～金	朝 7:30 ～ 9:00	夕 14:30 ～ 19:30
				土 長期休業日	7:30 ～ 19:30	

※休園日は日曜日、祝日、12月29日～1月3日とすること。

※現行の外島認定こども園を上回る開園日・開園時間を設定することは可とする。

ただし、民間移管前からの在園児童の一時預かり（幼稚園型）に係る平日の利用時間の算定に当たっては、午前8時30分から9時までの時間は、利用時間に含まないものとする。

5. 職員の研修に関する事

業務に従事する職員の資質向上を図るため、本市が実施する「教育・保育合同研修」に積極的に参加するよう努めるとともに、民間移管後の当該認定こども園においても園内研修を計画的に行うなど、教育・保育等の資質向上のための必要な研修等を行うこと。

6. 保護者負担額の費用等に関する事

体操服や用品等の物品については、外島認定こども園に入園された児童は、民間移管前から使用している物品があることから、原則民間移管前から使用する物品を使用できることとし二重の負担とならないように配慮すること。

また、保護者負担（実費徴収等）については、民間移管前の外島認定こども園で徴収している保護者負担額を上回らないように努めること。

なお、民間移管前から通園する児童に対して、新たな保護者負担等が発生する場合には、原則法人が負担すること。

7. 給食に関する事

- (1) 外島認定こども園の開園日は、原則出席している児童全員に給食及びおやつを提供すること。
- (2) 調理は、原則認定こども園内で行うこと。
- (3) アレルギーに配慮するとともに、離乳食・配慮食等に対応すること。特に、民間移管前までに実施していた除去食・代替食対応については、民間移管後も継続すること。
また、厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」に基づく対応に努めること。

8. 移管準備に関する事

- (1) 保護者説明会への出席

本市からの要請があれば、本市が開催する保護者説明会に、法人代表者等責任を持って対応出来る者を出席させること。

- (2) 三者協議会への参画

民間移管に際しては、民間移管後の施設運営方法等について、外島認定こども園の保護者代表・法人・本市の三者で協議し合意形成を図ること。

三者協議会は民間移管前までは本市が主催することとし、時期等については、いずれか一者から要請があった場合に随時、当該協議会を開催すること。また、協議会開催場所は、原則として外島認定こども園とすること。なお、民間移管後についても、法人が主体となって、民間移管前に在園している児童が卒園するまでの概ね5年間は三者協議会を継続することとし、いずれか一者から要請があった場合には、随時開催

すること。

(3) 法人が運営する施設等の見学について

移管法人に決定後、**本市**や保護者から法人が運営する施設等の見学希望があれば応じること。

(4) 引継ぎ保育について

引継ぎ保育の期間は、原則として 1 年間（令和 6 年度中）とし、**民間**移管後に**当該認定こども園**に勤務予定の職員を対象とした本市が別途提示する計画に基づき実施すること。

民間移管前の引継ぎ**保育**に参加した職員は、**民間**移管後も継続して当該認定こども園に勤務し職務に従事すること。なお、勤務を継続できない事情等が生じた場合は、事前に三者協議会に報告するなど保護者の理解を得ること。また、引継ぎ**保育**に必要な人員は法人において確保すること。

9. **民間**移管後の取組みへの協力等に関すること

法人は、**民間**移管後の運営状況等について、本市が報告を求めたときはその報告に応じること。また、**民間**移管後には次の取組みを行うこと。

- (1) 本市職員による訪問への協力
- (2) 三者協議会の開催
- (3) 本市が実施する保護者アンケートへの協力（1 年目）
- (4) 認定こども園法施行規則第 25 条に基づく第三者評価の実施及び結果公表（2 年目）
- (5) 本市が行う**民間**移管後の検証への協力

10. 民間移管後の運営及び建て替えに関すること

(1) 運営について

民間移管時は、現園舎で運営すること。その後、法人は利用定員拡大を目的に、園舎の建て替えを現外島認定こども園用地で行うこと。

建替場所	所在地	土地面積
現外島認定こども園	守口市外島町 2 番 48 号	1,231.71 m ²

(2) 仮設園舎について

法人は、建て替えにあたり、以下の場所もしくは法人が確保した近隣用地等に仮設園舎を設置するなど、在園児童の教育・保育を行いながら建て替えを行うこと。

なお、**本市**が用意した場所を使用する場合は、以下の条件等を遵守すること。

場所	所在地	土地面積	占用可能面積
外島公園	守口市外島町 2 番地の 29	1,500 m ²	約 1,000 m ²

【主な条件】

- ・ 占用場所は参考資料のとおりとする。
- ・ 占用の期間は、令和7年度から令和8年度末までとする。ただし、占用の申請は3ヶ月ごとに行うこと。
- ・ 占用にあたっては、原則、占用料を支払うこととし、その金額は月額1㎡当たり720円とする。
- ・ 占用にあたっては、その使用目的を仮設園舎用地に限定する。目的外使用や第三者への譲渡、転貸や担保に供することを認めない。
- ・ 占用にあたっては、仮設園舎が公園利用者の迷惑とならないよう良好に維持管理を行い、第三者とのトラブルが発生した際には、占用者の責任において解決を行うこと。
- ・ 占用を終了し、用地を返還する時は、占用者の負担において原状に回復し、**守口市都市整備部道路公園課**の検査を受けること。
- ・ 占用にあたっては、公園の一部が利用できなくなるなど、周辺への事前周知の徹底を占用者の責任において行うこと。
- ・ 法人は、占用にあたっては、具体的な占用場所、期間等について守口市都市整備部道路公園課と調整すること。

(3) 建て替えのスケジュール（予定）

- ・ 令和7年4月 新園舎の基本設計及び施設整備費の概算見積書等の提出
(**法人⇒本市**)
- ・ 令和7年6月 施設整備補助金の協議 (**法人⇒本市**)
- ・ 令和7年8月～ 上記協議に対する内示 (**本市⇒法人**)
新園舎の実施設計、仮設園舎の設置、既存園舎の解体
園舎新築工事の着手
- ・ 令和8年度中 既存園舎の解体、園舎新築工事
新園舎の利用開始、仮設園舎の撤去

※利用開始は令和8年度末までのできるだけ早い時期とすること。

(4) 施設整備に係る補助について

法人が実施する施設の整備についての補助制度は国の就学前教育・保育施設整備交付金の活用を予定しています。

(5) その他

大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例をはじめ、建築基準法等の関係法令・通知等を遵守し、多様化する教育・保育ニーズへの柔軟かつ迅速な対応が可能な**施設**を整備すること。

施設の整備にあたっては、近隣への日照・騒音等の環境面に配慮することとし、**法人**の責任において誠意を持って対応すること。また、近隣住民に工事内容や安全対策等について、説明すること。

上記以外に建て替えにあたり費用が発生する場合には、費用負担すること。